

「ヤングケアラー」支援に必要な視点

——当事者による先行研究のレビューを通して

河西 優

(立命館大学大学院社会学研究科／博士課程後期課程)

本稿は、「ヤングケアラー」(YC)に関する先行研究を当事者という立場からレビューすることで、今後の支援に必要な視点を探る。1章では、イギリスのケアラー支援とYCの登場について紹介する。2章では、日本のYCの先行研究について検討する。日本では量的調査を通して主に18歳未満のYC実態が明るみにでており、質的調査ではケアの多様性とケアラーの困難が明るみにでている。3章では、2章をふまえたうえで今後の支援に必要な視点を述べる。日本では、主に18歳未満への量的調査の流れから政治的にも子どもを対象にした支援の流れが目立っており、イギリスのような子ども支援とケアラー支援の両輪体制を下支えする包括的な法的根拠は存在しない。だが、YCの問題は18歳以降のケアラーの問題につながるため、18歳以降のケアラーも含めた量的調査と施策が必要である。また、量的調査だけではわからない当事者の声を施策に反映させることも必要であり、当事者参画についての研究蓄積と仕組みづくりが課題となる。

キーワード：ヤングケアラー、若者ケアラー、18歳の壁、ケアラー支援、当事者参画
立命館人間科学研究, No.48, 47-61, 2024.

はじめに.

病気や障害等家族にケアを要する人がいる場合に、その人のケアを担う18歳未満の子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれ、18歳から30代までは「若者ケアラー」「ヤング・アダルト・ケアラー」と呼ばれる(澁谷 2018:20-25)。

ヤングケアラーは、イギリスにおけるケアラー支援の文脈で可視化され支援されてきた¹⁾。日本では、主に18歳未満のヤングケアラーに対する支援が政府や自治体によって始まっている。自治体については、神戸市をはじめとした相談窓口の設置、ヘルパー派遣や訪問支援、ヤングケアラーコーディネーターの配置等が行われている(福岡市 2023; 神戸市 2023; 京都府 2023; NHK

2022a; 日本経済新聞 2022a 東京新聞 2023; 鳥取県 2023)。埼玉県では、当事者が学校でケア経験を話すヤングケアラーサポートクラスや、道徳の授業でヤングケアラーについて触れる取り組み等、学校における啓発にも力を入れ始めている(NHK 2023; 埼玉県 2022)。また、2020年3月に制定された埼玉県ケアラー支援条例を皮切りに14自治体でケアラー支援条例が制定されている。その多くは年齢に関わらないケアラーを対象にした条例であるが、18歳未満のヤングケアラーへの支援については独自の項目がたてられており、入間市のようにヤングケアラーに特化した支援条例を掲げている自治体もある²⁾。

政府については、2021年3月に厚生労働省と

2) ここでのケアラー支援条例は、入間市ヤングケアラー支援条例や鳥取県の孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を含んでいる(一般財団法人地方自治研究機構 2022)。

1) 詳しくは、澁谷(2017)などを参照。

文部科学省が連携してプロジェクトチームを発足させ、当事者や研究者へのヒアリング調査を行った。今後取り組むべき施策として、①早期発見・把握、②支援策の推進（ピアサポート等の悩み相談支援、関係機関連携支援、SSW等の配置支援を含めた教育現場への支援、適切な福祉サービス等の運用の検討、幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援）、③社会的認知度の向上（2022年度から2024年度までの3年間を「集中取組期間」とし、当面は中高生の認知度5割を目指す）の3点がとりまとめられている（厚生労働省2021a）。2022年3月には「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(有限責任監査法人トーマツ2022)が発表された。2022年6月には自民・国民・公明3党がヤングケアラー支援の取り組み方針をまとめ(公明党2022; 国民民主党2022; 日本経済新聞2022b)、同時期に岸田文雄首相は子ども家庭庁を司令塔として支援体制を強化する考えを示している(日テレNEWS2022)。

新たな政治的アジェンダにおいて、先行研究は政策方針に影響を与える。そのため、先行研究のレビューを通して、今後の施策に必要な視点を明らかにする意義がある。ヤングケアラーの実態調査や施策の検討を通じて今後の課題を明らかにする論文については例えば恩田(2021)や浜田(2021)があるが、本稿では当事者の立場からヤングケアラーに関する先行研究をレビューする。筆者は小学校高学年の頃から統合失調症の母をケアしてきており、昨今のヤングケアラー支援について、急ピッチで進む一方、当事者を抜きにした施策が進んでいるのではないかと疑問を感じている。そうした経緯を経て、筆者は2021年9月より、当事者の立場から声を社会に発信し支援モデルの開発を行うアクションリサーチプロジェクト(「子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト、Young Carers

Action Research Project: YCARP)で活動している。以下では、イギリスにおけるケアラー支援とヤングケアラー支援を紹介した後、日本におけるヤングケアラーの調査研究を検討することで、日本のヤングケアラー支援における今後の課題を明らかにする。

1. イギリスにおける先駆的なケアラー支援・ヤングケアラー支援の紹介

ヤングケアラーは、1980年代のイギリスにおいて展開されたコミュニティ・ケア政策の流れのなかで発見された存在である。本章ではイギリスでのケアラー支援とヤングケアラーの発見・支援についての経緯を追うことで、イギリスの特徴を明らかにする。ここでは、日本に精力的に紹介をしている三富(2008; 2016)と澁谷(2017; 2018)を参照する。

1-1. イギリスにおけるケアラー支援

1980年代、経済や社会の変化によって社会保障の立て直しがおこなわれ、在宅福祉が推進されるコミュニティ・ケア政策が始まった。この政策において、家族、友人、近隣の人がケアの担い手の中心として位置づけられたが、同時にその人たちに重い負担がかかることも認識され「ケアを担う人のためのケア」が積極的にうちだされた(澁谷2017:6)。

1990年代後半には社会的排除の文脈でケアラーを視野に収めた研究がなされ、支援政策が展開された(三富2016:19-23)。ケアラーの社会的排除の問題については、例えば介護離職や短時間労働の結果としての低所得、ケアラー自身のニーズの軽視(衣服や余暇等)、借金の機会の大幅縮小、孤立感、睡眠不足等が挙げられる(三富2016:21-23)。

ケアラー支援はこうした問題をふまえ、ケアラーをクライアントとして位置付ける考え方に

基づくもので、介護者団体や家族団体によって積極的に求められた結果として実を結んだものである（三富 2016:23; 28-29; 33-34）。具体的な成果として「介護者の認知とサービスに関する1995年法」があり、これはケアラーの「生活の質」を重視したうえで、ケアラーのアセスメント請求権を制度化したものである（三富 2016:28-29）。ヤングケアラーの発見までには、こうしたケアラー支援の歴史がある。

1-2. イギリスにおけるヤングケアラー支援

ヤングケアラーの発見は1980年代に遡る。先述したコミュニティ・ケア政策においてケアラー支援の重要性が認識されるなかで、各地方自治体がケアラーの実態調査を始めた。すると、未成年が家族の世話や介護をしている実態が明らかになったのである（澁谷 2018:2）。1988年にはヤングケアラーに関する最も初めの調査が行われ（Becker et al. 1998:15）、その翌年には「1989年 子ども法」（Children Act 1989）で18歳未満のヤングケアラーを「要支援児童」として位置付けている（澁谷 2017:5-6）。

1990年代は、ヤングケアラーに関する法律が整備され、民間による支援が始まった時期である（三富 2008:310-311）。1990年の「国民保健サービスおよびコミュニティ・ケア法」では、大人のケアラーを対象にアセスメント請求権が保障されるが、ヤングケアラーについては適用外であった（Becker et al. 1998:48）。1993年に提出された『ケアを担う子どもたち——ヤングケアラーの世界の内側』では、ヤングケアラーは子どもでありケアラーでもあるという二重性をもっていること、制度の狭間におかれた存在として支援を受けるのが困難であること、それゆえに複数の機関での連携が必要であることが示されている（Aldridge& Becker 1993; 澁谷 2017: 4-5）。その後、1995年に「1995年ケアラー法（承認とサービス）」という法律ができ、これが初め

て、ヤングケアラーに対してケアラーであることの正式な承認を与えた。ここでは、ヤングケアラーがいるからということで家庭に提供されるサービスが少なめに設定されないよう行政や専門職に向けて注意がなされている。翌年には、政府による初の調査がなされ、推計19000人から51000人のヤングケアラーがいることが明らかにされた（三富 2016:245）。

この時期、政府による取り組みの一方で、民間のチャリティ団体による支援も始まっていた。ただ、課題として支援による居場所があっても、家に帰ればケアをしなければならない、あるいはケア負担が減らないことがあり、法律を変えていく必要性が認識されていた。ヤングケアラーに特化した法律がない段階では、専門職の職務義務が明確でなく、ヤングケアラーは社会制度の狭間におちてしまっていた。この点をふまえ、法律の実現を求める運動のなかでは、専門職は家族全体を考えたニーズを認識する義務を負うことが重視された。これを「家族全体を考えたアプローチ（whole family approach）」という（澁谷 2017:8-9）。

2000年代以降は、制度の狭間という課題を乗り越えるために、法整備が発展する時期である。2014年には2つの大きな法律が連動するかたちで整備される。1つ目は、「2014年 子どもと家族に関する法律（Children and Families Act 2014）」である。これは、子どもを対象とした法律であり、第96条を「ヤングケアラー」としている。この法律の特徴として、①ヤングケアラーは第一に子どもであることを重要視すること、②ヤングケアラー自身や親が申し出をしなくてもアセスメントを受けられることがある（澁谷 2017:9）。2つ目の法律は、「2014年ケア法」である。これは成人を対象とした法律である。イギリスでは、18歳～24歳のケアラーを「ヤングアダルトケアラー（young adult carers）」としているが、この法律の第63条・64条は、ヤングケアラーが18歳をすぎて支援の対象から外

れるという問題を視野に収めている。特徴としては、家族全体を考えたアプローチが存分に反映されていることがある。この根底にある考え方は、ケアを要する家族に適切なサービスを提供することが、結果としてヤングケアラーの負担を軽減するという認識である。具体的には、ケアを要する人のアセスメントをする際に、ヤングケアラーを視野に入れることが強化されている（澁谷 2017:9-10）。

1-3. 小括

本章では、イギリスにおける先駆的なケアラー支援について紹介した。1990年代の「国民保健サービスおよびコミュニティ・ケア法」というケアラー支援の枠組みが前提にあったが、ヤングケアラーは対象外だった。その後、子どもでありケアラーでもあるというヤングケアラーの二重性をカバーするかたちで「1995年ケアラー法」においてヤングケアラーがケアラーとして承認された。つまり、ヤングケアラーは子どもとしての固有性をもちつつもケアラー支援という文脈で承認されてきており、この流れは「2014年 子どもと家族に関する法律」と「2014年 ケア法」の両輪体制にもみられる。この両輪体制において、ヤングケアラーは18歳をすぎるとケアラー支援でカバーされる。

2. 日本のヤングケアラーをめぐる調査研究

本章では日本においてヤングケアラーがいかに可視化・支援されてきているのかということについて、量的調査・質的調査の検討を通じて明らかにする。日本で最初にヤングケアラーの実態を紹介したのは三富（2000; 2008; 2010）である。当時は「ヤングケアラー」ではなく「介護を担う子ども」と紹介されていた。その後、一部のメディアや研究でヤングケアラーが注目をあつめるようになったのは2010年代に入って

からである³⁾。2014年8月には日本ケアラー連盟のなかに「ヤングケアラープロジェクト」が発足し（澁谷 2018:16-20）、「ヤングケアラー」を「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと」と定義している（一般社団法人日本ケアラー連盟 2023）。

2-1. 量的調査を通じたヤングケアラーの実態

ヤングケアラーに関する量的研究は、大きく、①教員調査、②医療福祉専門職への調査、③要保護児童地域対策協議会（以下、要対協）への調査、④本人への調査、⑤政府・自治体の統計にわけられる。

①教員調査は学校教員に対する質問紙調査である。北山・石倉（2015）は2つの中核市のすべての市立中学校のクラス担任を対象に質問紙調査を行っており、一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト（2015;2017）は、新潟県南魚沼市と神奈川県藤沢市の公立小中学校・支援学校の教職員を対象とした質問紙調査を行っている。②医療福祉専門職への調査について、澁谷（2014）は医療福祉専門職の「ヤングケアラー」に対する認識と支援についての実態把握を目的として、東京都医療社会事業協会の全会員を対象とした質問紙調査を実施している。③要保護児童地域対策協議会（以下、要対協）への調査については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019; 2020; 2021）が質問紙調査を行っており、これまでにヤングケアラーと把握している状況のうち半数以上が虐待（ネグレクト・心理）として登録されていること（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2019:23）、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」という回答が8割を占めていることを明らかにしている（三菱リサーチ&コンサ

3) これについては澁谷（2018）がまとめている。

ルティング 2021:153)。

④本人への調査については、大きな研究として濱島・宮川 (2018; 2019; 2021) 等がある。濱島・宮川 (2018) は、2016 年に大阪府下の公立高校 10 校において、生徒を対象とした質問紙調査を行っている。つづいて、濱島・宮川 (2019) は濱島・宮川 (2018) で行った調査をもとにヤングケアラー自身の自己認識の実態について考察を行っている。この調査からは、(1) ヤングケアラーはケアを要する家族がいることを隠そうとする場合があること、(2) 家族のケアを担っている高校生は自身をヤングケアラーだとはみなさない場合があり、また、彼らの生活がケアを担っていないほかの高校生とは異なっていることを必ずしも認識していない場合があることが示唆されている (濱島・宮川 2019)。また、濱島・宮川 (2021) は濱島・宮川 (2018) で行った調査をもとに、高校生の生活満足感および主観的健康観についてケア役割の状況との関連を分析している (濱島・宮川 2021)。

⑤政府・自治体の統計については、総務省統計局 (2012) の「平成 24 年就業構造基本調査」、総務省統計局 (2017) の「平成 29 年就業構造基本調査」⁴⁾、国民生活基礎調査をもとにした渡邊・田宮・高橋 (2019)、株式会社日本総合研究所 (2022) 等がある。政府の実態調査は、小学生の 15 人に 1 人 (6.5%)、中学生の 17 人に 1 人 (5.7%)、高校生の 25 人に 1 人 (4.1%) がヤングケアラーであることを明らかにしている (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 2021; 株式会社日本総合研究所 2022)。埼玉県 (2020)、入間市 (2021)、新潟県 (2021)、鳥取県 (2021) 等の自治体も同様に実態調査を進めている。

以上の調査のいずれも主に学校に所属する 18

歳未満の子どもを対象としているが、一部で 18 歳以降の長期的な影響も示唆されている。2022 年 3 月、政府は株式会社日本総合研究所に委託した大学 3 年生を対象とする調査結果を発表し、16 人に 1 人がヤングケアラーであること、大学生生活への影響を明らかにしている (株式会社日本総合研究所 2022)。また、NHK の LINE アンケート調査では、18 歳以上の元ヤングケアラーが「介護でぶつかった壁や困難」について、進学 36.2%、就職 24.4%、婚約・結婚 13.2% と回答している (NHK 2022b)。ただ、18 歳以降の経験については量的調査も含めた実態把握が不十分である。

2-2. 小括

ここまで量的調査についてみてきたが、特徴として、2010 年代に研究者や日本ケアラー連盟による教員調査や本人調査が行われてきたこと、2020 年代に政府や自治体による調査が行われてきたこと、そのいずれも主な調査対象を学校に所属する 18 歳未満の子どもとしていることがわかった。この背景には、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトの定義があると考えられる。一方で、18 歳～30 歳代については「若者ケアラー」と定義づけられているものの (一般社団法人日本ケアラー連盟 2023)、量的調査も含めて実態把握は不十分である。若者ケアラーについては「18 歳の壁」という観点での子ども・若者研究が参考になる。家族というセーフティネットを中心とするなかで若者期が社会保障における陥没地帯になっていることを背景に、家族に頼れない子ども・若者は 18 歳という年齢で「児童」ではなくなるという理由から支援が打ち切られるという課題がある⁵⁾。彼ら・彼女らが自分の人生を安心と誇りをもって歩めるように、

4) 「ヤングケアラー」としての調査ではないが、「介護」を担う子ども・若者の実態が把握できる資料である。「平成 24 年就業構造基本調査」では、15 歳以上 30 歳未満の家族介護者は 177.600 人いるとされており、「平成 29 年就業構造基本調査」では、210.100 人いるとされている (総務省統計局 2012; 2017)。

5) 谷口によると「家族は、子どもが生まれ育つ中で、依存の基盤となる。むしろ、社会構造が『依存できる家族』を前提としているため、依存できない家族にある子どもは、周縁化され子ども自身に困難が降りかかるという構造になる」(谷口 2020: 72) とある。

ライフチャンスの社会的な保障が必要とされており、なかでも「ヤングケアラー」は最優先で保障が強化されなければならない若者層として挙げられている(宮本ほか 2021)。ただ、「ヤングケアラー」そのものに焦点化した子ども・若者研究はすすんでいない。今後は、子ども・若者研究との接合という観点から18歳以降の若者ケアラーを対象とした量的調査も含めた実態把握が必要である。

2-3. 質的調査を通じた「ヤングケアラー」の実態

ヤングケアラーに関する質的研究については、2000年代半ばより行われてきた。それは大きく、(1) ケアの多様性、(2) ケアラーとしての困難という観点でみることができる。

(1) ケアの多様性については、特定のケアに対象を絞った様々な研究が行われてきている。例えば、ALSの親を介護した子どもの経験の記述(土屋 2006)やメンタルヘルス問題を持つ家族のケアを担う子ども・若者の経験に関する記述(羽尾・蔭山 2019; 森田 2013; 田野中 2019 ほか)、耳のきこえない親をもつ子どもであるコーダに関する記述(澁谷 2009)等が挙げられる。これらの研究からは、例えばメンタルヘルス問題への偏見を背景にした孤立(田野中 2019: 28)や聞こえる人と聞こえない人のあいだでコーダが経験するカルチャーショック(澁谷 2009: 28-58)等、それぞれのケアごとの実態が明らかになっている。

これらの研究はヤングケアラー研究が盛んになる前から蓄積されてきたが、ヤングケアラー研究の文脈に組み込まれつつある。一方で、これらの研究は「ヤングケアラー」という言葉の線引きによって「ケア」と表現しきれない困難な経験をしている当事者が支援の層から零れ落ちてしまうのではないかと危惧している(蔭山 2022: 95-96; 松本 2022: 72)。

(2) ケアラーとしての困難については、主に澁谷(2012; 2018; 2022)、濱島(2021)、斎藤ほか(2022)等がある。また、この1~2年の間にはネグレクトや社会的養護等従来の子どもの若者の問題との関連性に焦点化した研究(原 2021; 村上 2022a; 2022b; 西林ほか 2022; 浦田 2022 ほか)が発表され、「ケアする子ども」という視点をいれることで、見過ごされていた子どもの存在やケアを受ける相手である親との関係性等、新たな実態を浮かび上がらせている。18歳以降の「若者ケアラー」に焦点をあて、ケアによる長期的な影響について明らかにしているもの(青木 2018a; 2018b; 蔭山・寫田 2020; 松崎 2015; 2016; 2022; 森田 2018; 武田 2016 ほか)もあり、例えば育った家庭環境や親の病気の遺伝という点で結婚や出産に対する不安を抱くこと(蔭山・寫田 2020)、ケアと仕事の両立のなかでそれ以外のキャリアやプライベートのプランニングが難しいこと(松崎 2022)等が明らかにされている。更に、当事者自身が経験を綴ったもの(藤木 2022; 林 2021; 仲田・木村 2021; 労働教育センター編集部 2021; 澁谷 2020 ほか)、当事者への丹念な取材をもとにした新聞社の出版物(毎日新聞取材班 2022)、ヤングケアラーをテーマとしたコミック(水谷 2022; 上野 2021 ほか)もでている。こうした当事者の声に基づいて、看護や福祉等実践の場における支援についての議論も始まっている(月刊『精神科看護』編集委員会 2021; Nursing Today ブックレット編集部 2021; 社会福祉法人奉優会居宅事業部 2022 ほか)。

一方で、当事者が昨今の日本におけるヤングケアラーの政治的アジェンダ化や支援についてどのように感じているのかということについては研究が進んでいない。村上インタビューを通して、当事者が「ヤングケアラー」という名称について違和感を持っていることを明らかにしている(村上 2022b: 132-133)。「ヤングケア

ラー」というカテゴリーが登場し社会的な認知や支援が進む一方で、カテゴリーによる線引きの影響や当事者が支援に対してどのように感じているのかということについては、質的調査を通して今後更に明らかにする必要がある。

2-4. 小括

ここまで質的調査についてみてきたが、いずれも量的調査ではわからない詳細な経験や当事者の主観が明らかにされている。ここでは、その特徴を2つの観点から整理する。(1) ケアの多様性について、「ヤングケアラー」というカテゴリーではないもののこれまでに様々な病気や障害のある親をもつ子どもの経験に焦点をあてた研究の蓄積があることが明らかになった。これらの研究はヤングケアラー研究に組み込まれる一方で、ヤングケアラーというカテゴリーによる線引きについては注視しているため、今後はカテゴリーと支援の関係性について検討する必要がある。(2) ケアラーの困難については、ネグレクトや社会的養護等の子どもの問題との関連性、18歳以降の長期的な影響等、研究者だけでなく当事者の声に基づいて明らかにされてきており支援についての議論も始まっている。一方で、そうした支援や政治的アジェンダ化が実態に沿ったものとなっているのかどうかということについては、今後当事者の主観も含めて更に検討する必要がある。

3. 今後の支援に必要な視点

以上、イギリスと日本におけるヤングケアラー支援の展開を概観し、先行研究の検討を行った。本章では先行研究をもとに、論点を①若者の生活環境に応じた更なる実態把握と施策の必要性、②当事者参画に関する研究蓄積と仕組みづくりの2点に整理し、当事者という立場から日本のヤングケアラー支援において今後取り組むべき

課題を明らかにする。

まず、当事者として筆者が経験してきたことについて述べておく。筆者は、小学校高学年の頃から統合失調症の母親のケアを経験している。小学校高学年や中学生の頃はただその状況に巻き込まれてなすすべがないという感覚だったが、大学生の頃は母親のケアの方針を決めるという責任の重い役割を担っていた。大学1年生～2年生の頃は母親の入退院のために役所に行って相談したり、ケアの方針をめぐる家族間の衝突のなかで意見の調整をする「クッション役」となったりしていた。大学3年生の頃には医療保護入院に同行し、入院後の面会では母親の妄想の話を一方的に聴くことのストレスを抱えていた。大学卒業時、母親の退院後の通院先を決めた時点で、一人暮らしにより一度ケアから離れる道を選んだ。他府県への大学院進学というタイミングでもあったため、幸いにも家族は納得をしてくれた。ただ、一人暮らしをして単純にケアから離れられたかというところではなかった。家族と距離を取ることで精神的な安定を取り戻したものの、自分自身の人間関係上の困難や将来に対する不安はつきまとったままである。いつかパートナーの家族と自分の家族が会う時がくるだろうか。母親のケア、母親を支える叔母や叔父、祖父に何かがあれば今のケア体制が崩れてしまうのではないか。一人で暮らす父親に何かあったらどうすればいいか。今、思い切り家族から離れておかないと、家族の状況の変化とともにそのタイミングはもう来ないのではないか。大学生以降はより責任感の増すケアの重圧や一人暮らしをした後の家族との距離感に悩んできた。

3-1. 若者の生活環境に応じた更なる実態把握と施策の必要性

日本の量的調査では、研究者・自治体・政府のいずれの実態調査も学校につながっている18

歳未満の子どもを主な対象としている。同様に政府のヤングケアラー支援も、スクールソーシャルワーカー等の配置支援を含めた学校現場への支援や中高生の認知度5割を目指す啓発の方針等、学校につながっている18歳未満の子どもを主な対象としている(厚生労働省2021a)。一方、これまでに十分に光が当てられていないケースとして、18歳以降もケアを担うケース、通信制や定時制高校に通うケース、就学前を含めて学校に接点をもたないケース、家族構成ごとの特性、ポストケアラーの状況等がある。

特に、18歳以上のケアラーをカバーする体制が不十分であることは1章でみたイギリスにおける支援体制との対比によって明らかにできる。イギリスでは子ども支援とケアラー支援の両輪体制によって18歳をすぎたヤングケアラーを後者の法律でカバーすることとなっているが、日本では若者ケアラーを含めた全世代のケアラーを対象とする法律は存在しない⁶⁾。そのような状況で、神戸市は若者ケアラーによる介護殺人をきっかけに、全国に先駆けて相談窓口を設置し18歳以上も含めた「こども・若者ケアラー」を支援している(神戸市2023)。

事件は2019年10月、神戸市須磨区で起きた。当時21歳だった女性がケアをしていた認知症の90歳の祖母を殺害したのである。彼女は幼稚園教諭として社会にでたばかりであったが、そのタイミングで父方の祖母の介護話が持ち上がった。彼女は、裁判のなかでつぎのように語っている。「(幼稚園の先生になることを)応援してくれていました」「厳しいこともあったが、私のことを一番考えてくれていた」。祖母には、3人の子どもがいたが、長男は会社経営で忙しく、次男が彼女の父親で身体障害者、長女にあたる

おばは自分の家庭をもっており、祖母との同居は難しかった。そんななか、一人で介護することが決まったことについて、彼女は「『私しかない』と。だから、できないとは言わなかった」という(毎日新聞2020)。ここからは、家族でケアが担えない体制のなかで、強い責任感や祖母を思う気持ちから、自らのキャリアとケアの双方を一人で背負ってきた様子が窺える。若者ケアラーの介護と仕事の両立の難しさについては、これまでも指摘されている(松崎2022:55)。

若者ケアラーの問題は介護と仕事の両立以外にも様々である。筆者はYCARPでの活動を通して、ケアとともに生きながら自分自身の人生の構築をするうえで様々な壁に直面しているのは自分だけでなく他の若者ケアラーにも共通していると認識してきた。実家をでる際に家族を残し自分だけケアから離れる罪悪感、就職活動を含めた進路選択の際にロールモデルがないなかでケアと自分の生活についての選択をしなければならない難しさや葛藤、メンタルヘルスの問題を背景にした経済的困窮、恋愛や結婚の際にパートナーに対してケアや自分のメンタルヘルスについてどのように話すかという悩み等、ケアと自分の人生をめぐる様々な壁が存在する。

現在主に焦点化されるヤングケアラーは18歳未満の子どもであるが、筆者の経験や神戸市の事件、YCARPで出会った若者ケアラーのように、18歳以降にケアを担うなかでよりケア責任が重くなったり自分自身の人生とケアとの両立で困難を感じていたりする。このことは、2-1でみた大学生への調査(株式会社日本総合研究所2022)や元ヤングケアラーへの調査(NHK2022b)からも示唆されている。

若者世代については「子ども・若者育成支援推進法」(内閣府2022)が存在し、子ども・若者総合相談センターでの相談支援や地域若者サポートステーションを通じた就労支援等が行われている。形式上、若者ケアラーへの支援はこ

6) これについては一般社団法人日本ケアラー連盟が2022年に「ケアラー支援法(仮称)・条例の実現に向けて」(一般社団法人日本ケアラー連盟2022)という声明を発表しており、大きな論点となっている。

の法律でカバーされるが、若者期は「社会保障制度の陥没地帯」（宮本ほか 2021:35）とされているように支援が手薄である。また、この法律のもう一つの課題は対象を30代までとしていることである。30代を超えると生活困窮者自立支援制度や障害福祉サービス等分野で制度がわかれるため、その分野における支援対象にならないければ制度の狭間に落ちたままである。30代を超えたケアラーのなかには、子ども・若者の時期にケアと自分の人生の両立のなかでライフチャンスが剥奪され、長期の社会的不利の状況におかれる元ヤングケアラー・元若者ケアラーの者もいる。

このように18歳以降の支援が手薄な日本において、18歳未満に重きをおく施策は「子ども」と「大人」をめぐる二項対立的な言説を再生産することにもつながりかねない。それは、「子ども」の問題は「救済」の対象とされやすい一方で、「大人」の問題は「自己責任」の対象とされやすいという言説を再び生み出すのではないかということである。再びというのは、「子どもの貧困」が社会問題化した際にそうした言説があった（今でもある）ことを指している。湯浅（2017）は、大人の貧困については「そうなる前になんとかできたはず」と自己責任にされる一方で、子どもの貧困については親を選べないという点で個人の責任が解除され、広い理解を得やすいと述べている（湯浅 2017:39）。このように「子ども」であるがゆえに「問題」となりやすく、「子ども」でない場合には「問題」になりにくいという構造は、「ケアラー」にもあてはまるのではないだろうか。実際、ある20代の当事者は「自分の頑張りが足りない」として、ケアやその影響について自己責任だと思っていたという（朝日新聞 2021）。自分で選び取れない状況によって生じた社会的不利は自己責任なのか。今後はヤングケアラーやケアラー支援をめぐってこのような言説が強化されないかということに注視しながら、

18歳以降の若者も含め生活環境に応じた更なる実態把握と施策が課題となる⁷⁾。

3-2. 当事者参画に関する研究蓄積と仕組みづくり

日本の質的調査では当事者の声からケアの多様性やケアラーとしての困難が明らかになってきており、研究者がそれらをもとに今後の支援の方向性について言及してきた。政府もプロジェクト会議のなかでそうした研究者にヒアリングを行い、支援を進めている（厚生労働省 2021b）。ただ、当事者の声は実際にどれだけ反映されているのか。質的調査ではケア経験の多様性やケアラーの困難が明らかになってきている一方で、「ヤングケアラー」というカテゴリーによる線引きによって支援がどのようにもたらされるのか/もたらされないのか、当事者が昨今の日本におけるヤングケアラーの政治的アジェンダ化や支援についてどのように感じているのかということについては十分に明らかになっていない。

筆者は昨今のヤングケアラー支援には当事者の声が十分に反映されていないと感じている。現行の支援は主に18歳未満の当事者に対して、ピアサポートを含んだ相談支援やヘルパー派遣等を通じて一時的にケア負担を軽減するものとなっている。筆者もピアサポートに関わる身として、ケア負担を軽減する支援を短期的な支援という観点で必要だと感じている。だが、イギリスでヤングケアラー支援が進んだ際に、家に帰ればケアがある状況は変わらないことが問題視されたように、ケアを必要とする家族へのアプローチと18歳以降を含んだ長期的な支援体制が十分に保障されなければ、ケアラー個人としての人生は保障されないと感じている。特に、

7) 地続きであるとはいえ、世代や立場によってケアラーの状況は様々であるため個別のケースを丁寧に検討することもあわせて必要である。

ヤングケアラーのすぐ先にある若者ケアラーの世代については3-1でも述べた通り、離家や就職、結婚等家族との距離化が課題となるため、ケアラーが自分自身の人生を生きるための選択を支える社会資源の開発を充実させる必要があるのではないかと感じている。

支援を進める際に重要なのは当事者の声である。量的調査でケアを担う子ども・若者がどれだけ存在するかということ把握するだけでなく、ケアのあり方や家族の状況、経済状況、キャリアの築き方、ケアへの意味付けや支援に感じていること等、一人ひとりのおかれている状況を知ることから始める必要がある。特に、「ヤングケアラー」という言葉に対する認識は人それぞれである。筆者はYCARPでの活動を通して、ヤングケアラーという言葉について「自分自身の経験を俯瞰して捉えるきっかけになった」という当事者もいれば「自分はここまで大変な経験をしていない」「かわいそうと思われたくない」という当事者もいることを知った。相談支援やオンラインサロン等支援現場では当事者となることがの難しさが浮き彫りになっており、YCARPも当事者団体として自治体からどのように支援を進めていけばいいかということについて相談を受けている。支援の前に当事者となることが難しい今、先述したカテゴリーに対する認識も含めて当事者の声を聴き、啓発や支援のあり方を考えていく必要がある。

ただ、同時に当事者が声をあげることは容易ではないことに留意する必要がある。ケアの渦中であって自分を語る言葉をもたない当事者もいれば、言葉をもっている当事者でも研究者等権威ある者と比べて社会的な扱いに差があったり、肩書や年齢、社会的地位によって扱いに差があったりする。例えば、研究者と当事者が一緒に講演会に登壇した際に研究者には報酬が払われるにも関わらず当事者には報酬が払われないことや、啓発の場面で当事者の語りが文脈に

沿うように部分的に切り取って利用されることが起きている。筆者もこうした経験を幾度となくしてきており、当事者の仲間のなかには傷ついたり疲弊したりしている者もいる。そのため、そのような現実を知らずに当事者の声を聴いたとしても、それは「搾取」になりかねないと感じている。

イギリスのヤングケアラー支援においては当事者参画の重要性が認識されており、2014年には当事者の声をもとにした法律がつけられている(Phelps 2017:116)。一方、日本では子どもの意見表明権をふまえたうえで子ども家庭庁の設置に向けた準備が進められており、ヤングケアラー支援もその管轄のもとで行われる予定になっている。こうした状況を目の前に、榮留ほか(2021)等で議論されている当事者参画や子どもアドボカシーという観点から、声とは何か、声をどのように聴くのか、当事者の安心・安全な参画の場とは何か、声の代表性をどのように考えるか等について研究を蓄積すると同時に、18歳以降のケアラーも含めて声を施策に反映させる体制づくりが求められる。

おわりに.

以上、ヤングケアラーをめぐる先行研究のレビューを通じて、今後の支援における課題を示した。日本では、学校につながっている18歳未満を主な対象とした量的調査の流れから、政治的にも18歳未満のヤングケアラーに特化した支援の流れが目立つ。ヤングケアラーへの認知・支援が一定すすんでいることは評価できるが、若者ケアラーも含め18歳以上を対象としたケアラーへの支援は手薄である。今後は18歳以降の若者も含め生活環境に応じた更なる実態把握と施策が課題となる。また、同時に量的調査だけではわからない当事者の声を反映させることが重要である。ケアの経験はもちろん、カテゴリー

による線引きと支援の関係性、政治的アジェンダ化や支援に対して当事者がどのように感じているのかということについて質的調査を通じて明らかにし、啓発や支援に反映させていくことが求められる。その際、権威をもつ者との非対称性のなかで当事者が声を「搾取」されることにならないようにするために、子どもアドボカシーや当事者参画という観点からの研究蓄積と体制づくりもあわせて課題となる。

さいごに、本稿の限界について述べる。まず、①本稿ではヤングケアラー・ケアラー支援の先進国であるイギリスの動向を取り上げたため、その他の国を含めた国際的な研究との比較ができていない。日本はイギリスを含めた他国の研究や取り組みから、その意義と課題の双方について学ぶ必要があり、今後はこの点について検討する必要がある。つぎに、②今回は18歳以上のケアラー支援について触れているが、ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援が全世代型のケアラー支援とどのように接続できるのかということについては今後の課題としたい。更に、③「ヤングケアラー」等カテゴリーが支援にもたらす効果については十分検討できていない。この点について、今後は当事者がカテゴリーについてどのように感じているのかという主観も含めて更なる検討が必要である。

追記：本研究は、日本財団による助成事業「子ども・若者を権利主体とする包括的かつシームレスな子ども・若者ケアラー支援モデルの確立および社会資源の開発」に関わる研究の一環である。

参考文献

青木由美恵 (2018a) ケアを担う子ども (ヤングケアラー)・若者ケアラー——認知症の人々の傍らにも。認知症ケア研究誌, 2, 78-84.
青木由美恵 (2018b) 家族をケアする子ども (ヤング

ケアラー)・若者の発見・支援のために。地域ケアリング, 20 (10), 48-52.

朝日新聞 (2021) (残された課題 衆院選を終えて) ヤングケアラー, 助けてほしい。9月11日。

Daniel Phelps (2017) The voice of young carers in policy and practice. *Social Inclusion*, 5 (3), 113-121.

柴留里美・長瀬正子・永野咲 (2021) 『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから——子どもの「声」を大切に作る社会ってどんなこと?』。明石書店。

藤木和子 (2022) 『「障害」ある人の「きょうだい」としての私』。岩波ブックレット。

福岡市 (2023) ヤングケアラー専用相談窓口ができました (2023年2月3日取得 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-katei/child/youngcarer.html>)。

月刊『精神科看護』編集委員会 (2021) 月刊 精神科看護。

浜田勇 (2021) ヤングケアラーの実態及び求められる支援策。立法と調査, (440), 54-66.

濱島淑恵 (2021) 「子ども介護者——ヤングケアラーの現実と社会の壁」。角川新書。

濱島淑恵・宮川雅充 (2018) 高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況——大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より。厚生指標, 65 (2), 22-29.

濱島淑恵・宮川雅充 (2019) ヤングケアラーとしての自己認識——大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査。総合政策研究, (59), 1-14.

濱島淑恵・宮川雅充 (2020) 高校教員のヤングケアラーに関する認識。生活経済学研究, (55), 55-64.

濱島淑恵・宮川雅充 (2021) ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康観——大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査。日本公衆衛生雑誌, 68 (3), 157-166.

羽尾和沙・蔭山正子 (2019) 精神疾患を患う母親をもつ子どもの生活体験と病気の気づき。日本公衆衛生看護学会誌, 8 (3), 126-134.

原めぐみ (2021) ヤングケアラーになる移民の子どもたち——大阪・ミナミのケーススタディ。多民族社会における宗教と文化：共同研究, 24, 43-52.

林真司 (2021) 「私がヤングケアラーだったころ——統合失調症の母親とともに」。みずのわ出版。

一般社団法人日本ケアラー連盟 (2023) ヤングケアラープロジェクト (2023年2月3日取得 <https://>

- youngcarerpj.jimdofree.com/).
- 一般社団法人日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト(2015) 南魚沼市 ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査(2023年2月3日取得 <https://www.manabinoba.com/interview/uploads/vc-research2015%40minamiuonuma.pdf>).
- 一般社団法人日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト(2017) 藤沢市 ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査(2023年2月3日取得 <https://www.manabinoba.com/interview/uploads/vc-research2017%40hujisawa.pdf>).
- 一般社団法人日本ケアラー連盟(2022) ケアラー支援法(仮称)・条例の実現に向けて(2023年3月29日取得 [ケアラー支援法\(仮称\)・条例の実現に向けて](https://www.manabinoba.com/interview/uploads/vc-research2017%40hujisawa.pdf) - 日本ケアラー連盟(carersjapan.com)).
- 一般財団法人地方自治研究機構(2022) ケアラーに関する条例(2023年2月3日取得 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm).
- 入間市(2021) ヤングケアラー実態調査(2023年2月3日取得 <http://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/kosodate/1014001/1013664.html>).
- Jo, Aldridge., Saul, Becker. (1993) Children Who Care: Inside the World of Young Carers. *Loughborough University, Department of Social Sciences*.
- 株式会社日本総合研究所(2022) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(2023年2月3日取得 [2021_13332.pdf](https://www.jri.co.jp/2021_13332.pdf) ([jri.co.jp](http://www.jri.co.jp))).
- 藤山正子(2022) 精神疾患を抱えた親のもとで育つ子ども・若者. 現代思想 2022年11月号 特集=ヤングケアラー——家族主義的福祉・貧困の連鎖・子どもの権利……, 95-105.
- 藤山正子・寫田愛理沙(2020) 精神障がいを抱えた親をもつ女性が母親になる経験. 大阪大学看護学雑誌, 26(1), 40-46.
- 北山沙和子・石倉健二(2015) ヤングケアラーについての実態調査——過剰な家庭内役割を担う中学生. 兵庫教育大学学校教育学研究, (27), 25-29.
- 神戸市(2023) こども・若者ケアラーへの相談・支援(2023年2月3日取得 https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono_carer.html?yclid=YSS.EA1aIQobChMIyOPq1Man-AIVE6yWCh0eTgf1EAAYASAAEgLvD_BwE).
- 国民民主党(2022)【法案提出】「児童福祉法の一部を改正する法律案(ヤングケアラー支援法)」を参議院に提出(2023年2月日取得 https://new-kokumin.jp/news/policy/2022_0209).
- 公明党(2022) ヤングケアラー支援 自公国が方針まとめる(2023年2月3日取得 <https://www.komei.or.jp/komeinews/p243203/>).
- 厚生労働省(2021a) ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告(2023年2月3日取得 <https://www.mhlw.go.jp/content/000780548.pdf>).
- 厚生労働省(2021b) ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第1回会議 議事録(2023年2月3日取得 [000761111.pdf](https://www.mhlw.go.jp/000761111.pdf) (mhlw.go.jp)).
- 京都府(2023) ヤングケアラーへの支援(2023年2月3日取得 <https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/youngcarer.html>).
- 毎日新聞(2020)「限界だった」たった1人の介護の果て なぜ22歳の孫は祖母を手にかけてのか(2023年2月3日取得 <https://mainichi.jp/articles/20201028/k00/00m/040/074000c>).
- 毎日新聞取材班(2022)「ヤングケアラー 介護する子どもたち」. 毎日新聞出版.
- 松本理沙(2022) 障害児者のきょうだいのおかれた状況. 斎藤真緒・濱島淑恵・松本理沙・京都市ユースサービス協会(編) 子ども・若者ケアラーの声からはじまる——ヤングケアラー支援の課題. クリエイツかもがわ, 56-82.
- 松崎実穂(2015) メディアにみる「家族を介護する若者」——日本における社会問題化を考える. *Gender and Sexuality: journal of Center for Gender Studies*, (10), 187-201.
- 松崎実穂(2016) ケア役割とキャリアをめぐる『困難』——家族を介護する20代から30代女性の場合. *Gender and sexuality: journal of Center for Gender Studies*, (11), 205-221.
- 松崎実穂(2022) 家族のケアを担う/担った子ども・若者が経験する「キャリアにおける困難」. 現代思想 2022年11月号 特集=ヤングケアラー——家族主義的福祉・貧困の連鎖・子どもの権利……, 51-58.
- 三富紀敬(2000) イギリスの在宅介護者. ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬(2008) イギリスのコミュニティケアと介護者——介護者支援の国際的展開. ミネルヴァ書房.
- 三富紀敬(2010) 欧米の介護保障と介護者支援——家族政策と社会的包摂, 福祉国家類型論. ミネルヴァ

- 書房。
- 三富紀敬 (2016) 介護者支援政策の国際比較. ミネルヴァ書房.
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2019) 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (2023年2月3日取得 [koukai_190426_14.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_190426_14.pdf)([murc.jp](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_190426_14.pdf))).
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2020) 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書 (2023年2月3日取得 https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_10_1.pdf).
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2021) 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (2023年2月3日取得 https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf).
- 宮本みち子・佐藤洋作・宮本太郎 (2021) 「アンダークラス化する若者たち——生活保障をどう立て直すか」. 明石書店.
- 水谷緑 (2022) 私だけ年を取っているみたいだ。——ヤングケアラーの再生日記. 文藝春秋.
- 森田久美子 (2013) 精神障害の親を介護する子どもに関する研究の動向と展望. 立正大学社会福祉研究所年報, (15), 89-106.
- 森田久美子 (2018) 高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアと学生生活との両立のプロセス. コミュニティソーシャルワーク, (22), 65-74.
- 村上靖彦 (2022a) ネグレクトではなくヤングケアラーである. 現代思想 2022年7月号 特集 = 「加害者」を考える——臨床・司法・倫理, 154-163.
- 村上靖彦 (2022b) 「ヤングケアラーとは誰か——家族を“家族を気づかう”子どもたちの孤立」. 朝日新聞出版.
- 仲田海人・木村論志 (2021) 「ヤングでは終わらないヤングケアラー——きょうだいヤングケアラーのライフステージと葛藤」. クリエイトかもがわ.
- 内閣府 (2022) 子供・若者育成支援推進施策の総合的推進 (2023年2月3日取得 https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/law_r04.pdf).
- NHK (2023) ヤングケアラー 授業でどう教える? 埼玉県の教員たちが模索 (2023年2月3日取得 <https://www.nhk.or.jp/shutoken/saitama/article/008/44/>).
- NHK (2022a) 大阪市 ヤングケアラーを訪問支援へ家事や保育園送迎など (2023年2月3日取得 <https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20221223/2000069418.html>).
- NHK (2022b) ヤングケアラー当事者1000人アンケート 支援届いていない実態明らかに～SOSなき若者の叫び (3) (2023年2月3日取得 <https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20220506b.html>).
- 日本経済新聞 (2022a) 群馬・高崎市, ヤングケアラー支援開始 22年度予算案 (2023年2月3日取得 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC115560R10C22A2000000/>).
- 日本経済新聞 (2022b) 「自民・公明・国民民主」の3党協議, 参院選後も ヤングケアラー問題など (2023年2月3日取得 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0840J0Y2A600C2000000/>).
- 新潟県 (2021) 新潟県ヤングケアラー実態調査結果 (速報値) の概要① (2023年2月3日取得 <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/295670.pdf>).
- 西林佳人・田中淳一・高橋眞琴・津田英二 (2022) 児童養護施設入所前における不登校経験——施設退所者のナラティブからの考察. 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 15 (2), 211-218.
- 日テレ NEWS (2022) 岸田首相 ヤングケアラー支援 “こども家庭庁発足に先立ち体制強化” (2023年2月3日取得 <https://news.ntv.co.jp/category/politics/801c0d861d00463a9ef091e654e9ddfa/>).
- Nursing Today ブックレット編集部 (2021) 「ヤングケアラーを支える」. 日本看護協会出版会.
- 恩田裕之 (2021) ヤングケアラー対策の課題. レファレンス = The reference, 71 (9), 73-100.
- 労働教育センター編集部 (2021) 女も男も——自立・平等—— ヤングケアラー.
- 埼玉県 (2020) ケアラー及びヤングケアラー実態調査の結果について (2023年2月3日取得 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/1125-05.html>).
- 埼玉県 (2022) ヤングケアラーサポートクラスの実施について (2023年2月3日取得 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/youngcarer/r4supportclass.html>).
- 斎藤真緒・濱島淑恵・松本理沙・京都市ユースサービス協会 (2022) 「子ども・若者ケアラーの声からはじまる——ヤングケアラー支援の課題」. クリエイトかもがわ.

- Saul, Becker., Jo, Aldridge., Chris Dearden. (1998) Young Carers and Their Families. *Blackwell Science*.
- 澁谷智子 (2009) 「コーダの世界——手話の文化と声の文化」. 医学書院.
- 澁谷智子 (2012) 子どもがケアを担うとき——ヤングケアラーになった人／ならなかった人の語りと理論的考察. 理論と動態, 5, 2-23.
- 澁谷智子 (2014) ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識——東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から. 社会福祉学, 54(4), 70-81.
- 澁谷智子 (2017) ヤングケアラーを支える法律——イギリスにおける展開と日本での応用可能性. 成蹊大学文学部紀要, (52), 1-21.
- 澁谷智子 (2018) 「ヤングケアラー——介護を担う子ども・若者の現実」. 中公新書.
- 澁谷智子 (2020) 「ヤングケアラー わたしの語り——子どもや若者が経験した家族のケア・介護」. 生活書院.
- 澁谷智子 (2022) 「ヤングケアラーってなんだろう」. ちくまプリマー新書.
- 総務省統計局 (2012) 平成 24 年就業構造基本調査 (2023 年 2 月 3 日 取得 <https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.html>).
- 総務省統計局 (2017) 平成 29 年就業構造基本調査 (2023 年 2 月 3 日 取得 <https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html>).
- 社会福祉法人奉優会居宅事業部 (2022) 「子どもの想いを地域で支えるヤングケアラー支援ガイドブック」. メディア・ケアプラス.
- 武田卓也 (2016) 若年介護問題の研究 若年介護者を支援する仕組みの形成に向けて (桃山学院大学大学院社会学研究科博士論文) (2023 年 2 月 3 日 取得 [本文 \(武田卓也\).pdf](#)).
- 谷口由紀子 (2020) 家族にまつわる不利と不平等——依存できない家族の中で大人になる. 松本伊智朗・杉田真衣・谷口由希子 (編) シリーズ子どもの貧困④ 大人になる・社会をつくる——若者の貧困と学校・労働・家族. 明石書店, 66-92.
- 田野中恭子 (2019) 精神疾患の親をもつ子どもの困難. 日本公衆衛生看護学会誌, 8 (1), 23-32.
- 東京新聞 (2023) 港区, ヤングケアラー支援強化 4 月に専門職 2 人配置 (2023 年 2 月 3 日 取得) <https://www.tokyo-np.co.jp/article/226857>).
- 鳥取県 (2021) 鳥取県青少年育成意識調査 (単純集計: ヤングケアラーの状況) (2023 年 2 月 3 日 取得 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1263612/R3.10.15yc_syuukei.pdf).
- 鳥取県 (2023) ヤングケアラー支援 (2023 年 2 月 3 日 取得 <https://www.pref.tottori.lg.jp/296824.htm>).
- 土屋葉 (2006) 『障害』の傍らで——ALS 患者を親に持つ子どもの経験. 障害学研究, (2), 99-123.
- 上野りゅうじん (2021) 「ママのうつ病をなめてたら, 死にそうになりました。」。ぶんか社.
- 浦田雅夫 (2022) 社会的養護とヤングケアラー. 教育, 917, 78-83.
- 渡邊多永子・田宮菜奈子・高橋秀人 (2019) 全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握——国民生活基礎調査を用いて. 厚生学の指標, 66 (13), 31-35.
- 湯浅誠 (2017) 『「なんとかする」子どもの貧困』. 角川新書.
- 有限責任監査法人トーマツ (2022) 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書 (2023 年 2 月 3 日 取得 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>).

(受理日: 2023. 4. 2)

Review

Essential Perspectives to Support "Young Carers": A Review of Previous Research from the Perspective of Young Adult Carers

KASAI Yu

(Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University)

This study employs the perspective of young adult carers to review the existing research on young carers (YCs), exploring aspects that require support in the future. Chapter 1 introduces the concept of carer support and recounts the emergence of YCs in the UK. Chapter 2 examines the extant research on YCs in Japan. Quantitative research has revealed the real state of YCs in Japan, especially those aged under 18 years. Qualitative research has revealed the diversity of care provided by YCs in Japan and the difficulties they confront. Chapter 3 discusses facets that require support in the future based on the observations of Chapter 2. The flow of quantitative research in Japan focusing on YCs aged under 18 years has attracted political prominence to the need for assistance for children: unlike in the UK, no inclusive legislation exists in Japan to encourage dual support systems for children and adult carers. However, quantitative research and applied measures must include young adult carers who have attained the age of 18 because the issues confronted by YCs continue to cause difficulties after they attain adulthood. The adopted measures must also reflect the voices of YCs, which cannot be determined solely through quantitative surveys. Scholars must address problems pertaining to the accumulation of research on the active participation of YCs and the creation of a system.

Key Words : Young Carers, Young Adult Carers, 18-year-olds, carer support,
the active participation of YCs

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.48, 47-61, 2024.
